

長野市 子どもの福祉医療



令和6年
1月から



18歳年度末まで拡大

令和5年12月まで

子ども

0歳から15歳年度末
(中学3年生)

資格の対象年齢の拡大

令和6年1月から

0歳から18歳年度末

障害児

中学校卒業以降は
自動給付方式(償還)

現物給付対象年齢の拡大

18歳年度末まで現物給付の対象に
※18歳年度末以降は自動給付による
支給方法となります。

母子・父子家庭等の児童

中学校卒業から
18歳誕生日末まで
自動給付方式(償還)

資格対象年齢と
現物給付対象年齢の拡大

18歳年度末まで現物給付の対象に
※18歳年度末以降も資格を延長された
場合は自動給付による支給方法となります。

～医療機関での支払いは1レセプトあたり500円上限(現物給付)です～

※レセプト…診療報酬明細書(原則、1か月1医療機関ごとに作成されます。)

申請手続き

- 現在資格をお持ちではない方については、新規に資格取得のお手続きが必要です。

手続きが必要な対象者には令和5年9月下旬に申請書類などを郵送します。

- 現在、有効な受給者証をお持ちの方は、手続き不要です。

令和5年12月以降順次、新しい受給者証を送付しますので、到着後は新しい受給者証をお使いください。

お問い合わせ先 長野市保健福祉部福祉政策課 福祉医療担当 ☎026-224-7829(直通)
《E-mail》fukushiseisaku@city.nagano.lg.jp 《HP》http://www.city.nagano.nagano.jp/